

議案第54号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、間伐材搬出等事業を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 間伐材搬出等事業 間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売する事業をいう。

(2) 略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、間伐材搬出等事業を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で間伐材搬出等事業

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、間伐材搬出促進事業を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 間伐材搬出促進事業 間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。

(2) 略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、間伐材搬出促進事業を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で間伐材搬出促進

費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、間伐材搬出等事業に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。

附 則

（施行期日）

1 略

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。

附 則

（施行期日）

1 略

（この条例の失効）

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。